

避難確保・浸水防止計画
(河川氾濫)

2018年9月

大阪市高速電気軌道株式会社
谷町線 中崎町駅

【計画の目的】

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、地下鉄駅利用者の洪水による円滑かつ迅速な避難の確保及び駅構内への浸水の防止を図ることを目的とする。

【計画の対象区域】

本計画の対象区域は、中崎町駅構内とする。

【計画の適用範囲】

この計画は、中崎町駅に勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

【防災体制】

1 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

輸送指令所から「避難準備・高齢者等避難開始」を受信した場合、次の措置を行う。

- (1) ポスター掲出、構内放送によりお客さまへの周知を行う。
- (2) 防災設備及び避難誘導用具の準備を行う。

2 避難勧告が発令された場合

輸送指令所から「避難勧告」を受信した場合、次の措置を行う。

- (1) 継続して、ポスター掲出、構内放送によりお客さまへの周知を行う。
- (2) 防災設備及び避難誘導用具の準備を行う。また、避難ルートや浸水リスクを考慮した上で一部出入口に防災設備の設置を行い、駅施設の防護を行う。

3 避難指示（緊急）が発令された場合

輸送指令所から「避難指示（緊急）」を受信した場合、次の措置を行う。

- (1) お客さまを安全な避難方向の出口に避難誘導を行ない、営業停止の措置を行う。
- (2) 出入口に防災設備の設置を行い、駅施設の防護を行う。
- (3) 防災設備の設置が完了後に、輸送指令所に連絡を行なった上、社員が避難を行う。

ただし、防災設備等を設置する暇のない場合は社員等の安全を考慮し、その旨を輸送指令所に連絡の上、社員等は避難を行う。

4 自衛水防組織の担当及び任務分担

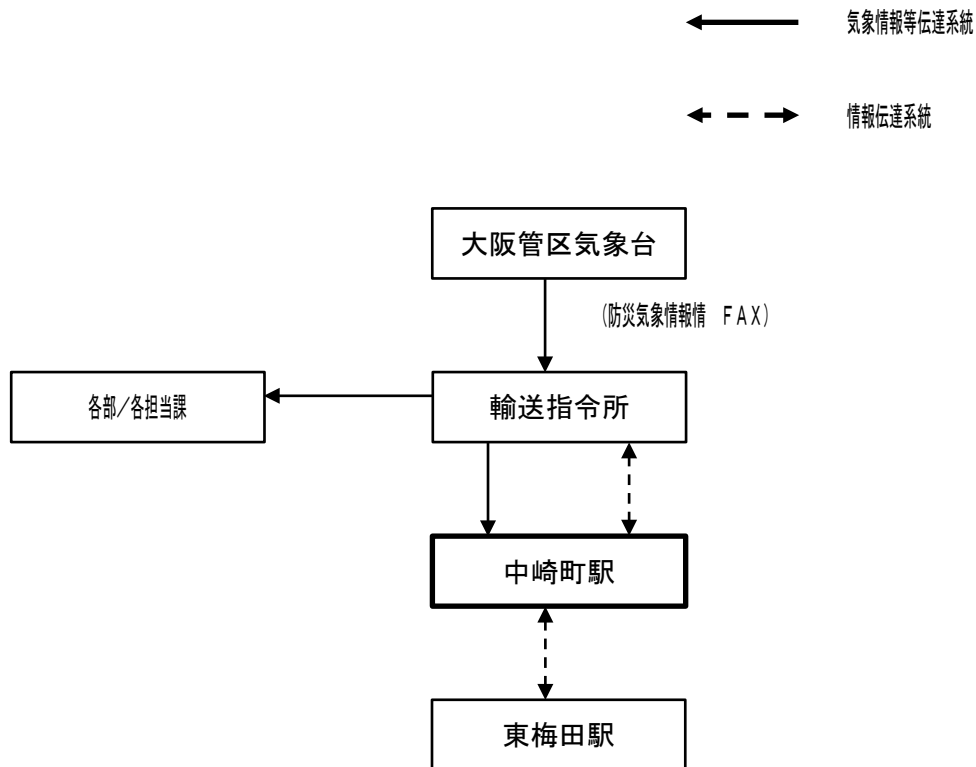
統括管理者 (駅長)	指揮班	分担内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場指揮 ・ 情報収集 (気象情報、河川情報、防災情報、避難情報等) ・ 連絡通報 (社内関係先等) ・ 案内放送 ・ 防災設備設置 (止水パネル・止水扉・吸水性土のう等)
	避難誘導班	分担内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況確認 (駅構内、地上部) ・ 避難誘導用具の準備 (懐中電灯・LED 赤色合図灯・拡声器等) ・ お客さま避難誘導 ・ 構内巡視 (残留客の確認) ・ 防災設備設置 (止水パネル・止水扉・吸水性土のう等)
	救護班	分担内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業停止の処置 (券売機、精算機、自動改札機、定期券発行機等の停止) 及び E S ・ E V 運転休止 ・ 放送、掲示等による乗客案内 ・ お客さま救護 (身体に障がいをお持ちの方、高齢者等) ・ お客さま避難誘導 ・ 構内巡視 (残留客の確認) ・ 防災設備設置 (止水パネル・止水扉・吸水性土のう等)

【情報の収集・伝達・報告】

台風や局地的豪雨により河川氾濫又は内水氾濫の恐れがある場合は、気象情報等の情報伝達経路による情報だけでなく、テレビやインターネット（おおさか防災ネット等）からも情報の収集を行う。

また、駅周辺の状況については、巡視により安全の確認を行うものとする。地上部では防災スピーカーや広報車により避難勧告等が伝達されることがあるので、これらのことを踏まえて注意して巡視を行うものとする。

【気象情報等情報伝達系統図】



【お客さまの避難誘導】

1 駅内の場合

人的被害が発生するような自然災害により避難勧告等が発令された時は、ポスター掲出、構内放送によりお客さまへの周知を行う。また、輸送指令所から「避難指示（緊急）」を受信した場合、直ちに避難誘導を行う。

2 留意事項

駅出入口等の被害状況、浸水状況等を把握し、可能な限り駅構内避難経路図（別紙）に従い迅速に誘導を行う。その際、身体に障がいをお持ちの方、妊婦、お年寄りや子供などには特に格段の配慮をもって対応するとともに周囲のお客さまへ共助要請を行う。

また、避難誘導時のエレベーター・エスカレーターは使用中止とする。なお、エレベーター内のお客さまの有無は必ず確認を行う。

【河川氾濫時のお客さまに対する放送（現地案内）の内容】

1 避難準備・高齢者等避難開始発令時

放送内容
大阪市から淀川に関する「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されました。 淀川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始してください。 それ以外の方については、気象情報に注意して、早めに避難してください。

2 避難勧告発令時

放送内容
大阪市から淀川に関する「避難勧告」が発令されました。 淀川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 慌てずに避難を開始してください。

3 避難指示（緊急）発令時

放送内容
大阪市から淀川に関する「避難指示（緊急）」が発令されました。 淀川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 係員の指示に従って直ちに駅構内から避難してください。 津波避難ビル（水害時避難ビル）等の高い建物の3階以上へ避難してください。
避難に際しては、エレベーター・エスカレーターは停止していますので、階段により避難してください。
避難に際しては、慌てずに係員の指示に従い、ゆっくりとお進みください。 避難にあたり、配慮が必要な方をお見かけしたお客さま、また、配慮を必要とされる方の近くにおられるお客さまは、避難のご支援、ご協力をお願いします。

4 現地案内

案内内容
危険ですのでゆっくりと〇〇階段（△△出入口）へお進みください。 津波避難ビル（水害時避難ビル）等の高い建物の3階以上へ避難してください。
〇〇階段（△△出入口）から地上部の高い建物の3階以上へ避難してください。
エレベーター・エスカレーターは停止していますので、階段をご利用ください。
お近くに配慮が必要なお客さまがおられましたら、避難のご支援、ご協力をお願いします。

【防災教育の計画】

自衛水防組織を構成する各社員が平素から備えるべきこととして、災害に対する知識及び意識の高揚を図り、関係機関が分担・協力して災害対策、利用されるお客さまの安全確保に重点をおいた防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

【防災訓練の計画】

浸水対策を念頭に浸水防止訓練、情報伝達訓練、避難訓練の各種訓練（模擬演習を含む）を行う。図上訓練は、参加者が駅の出入口から水が浸入したことを想定して討議する。また、実設訓練は、実際の災害を想定し、自衛水防組織に基づく任務分担を十分把握したうえで、浸水防止訓練、情報伝達訓練、避難訓練を行う。

【施設点検の計画】

実設訓練前に防災設備及び避難誘導用具の点検を行う。

駅構内 避難経路図

